



法務局で自筆証書遺言書の保管が可能です

自筆証書遺言書は、遺言者本人だけで作成できるほか、法務局で保管することにより改ざんなどの心配がなく、家庭裁判所での検認が不要となります。相続をめぐるトラブルを防ぐためにもぜひご利用ください。

☎京都地方法務局宇治支局総務課

☎0774・24・4122



行政

役場からの手続きや
行事などのお知らせ

令和5年度 消費行政に関する意思表示（3町村）

近年、消費者を取り巻くトラブルは、サービスの多様化やデジタル化の進展による環境の変化により、年々複雑、多様化しています。また、若者から高齢者まで幅広い年齢層において消費者トラブルが増加しており、その手口も巧妙化しており、消費者被害も後を絶ちません。

相楽広域行政組合（木津川市、笠置町、和束町、精華町および南山城村で構成）では、平成22年3月1日から「相楽消費生活センター」を相楽会館内に開設し、消費生活相談やあっせんのほか、広報誌やホームページ等での注意喚起、各種イベントや出前講座における被害の未然防止のための啓発活動等に継続的に取り組んでおります。

また、民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引下げられ1年が経過しました。大人になったばかりの新成人は、契約の知識や経験が少なく消費者トラブルに遭いやすくなるため、注意が必要です。

今後も引き続き、小・中学校等の教育機関と連携した消費者教育を推進していくことが重要となっています。

相楽広域行政組合は、今後も相楽地域のみなさんが安全で安心して暮らせる地域づくりのため、消費者行政の一層の推進を図っていきます。

令和5年4月12日

相楽広域行政組合
代表理事 杉浦正省



童仙房公民館地鎮祭をおこないました（南山城村）

南山城村では童仙房公民館新築工事を進めるにあたり安全を祈願して、3月13日（月）に地鎮祭をおこないました。工事の完了日は8月下旬を予定しております。今後、童仙房区の地域の活動を支えるネットワークの拠点施設として、多くのみなさんにご利用いただけますよう、施設の整備を進めてまいります。



童仙房区、工事関係者、役場関係者の集合写真